

公益財団法人山口市文化振興財団の研究活動における不正行為の防止等における要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口市文化振興財団（以下「本財団」という。）における研究者等の適正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を防止するとともに、その恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において対象とする不正行為とは、研究活動上において、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。（以下「特定不正行為」という。）

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) その他

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、求められる倫理規範を習得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を受けなくてはならない。
- 3 研究者等は研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。
- 4 前項の研究データの保存期間及び管理の方法等については別に定める。

(責任体制)

第4条 研究倫理の向上及び不正行為の防止等のため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 本財団の公的研究費の運営・管理を行う最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公益財団法人山口市文化振興財団における公的研究費の不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、第6条に定める統括管理責任者及び第7条に定めるコンプライアンス推進責任者をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適正にリーダーシップを発揮し、公的研究費の不正防止に率先して対応し、公益財団法人山口市文化振興財団における公的研究費の不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、事務局長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織的横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 公的研究費の運営・管理において実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、館長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次の各号に定める事項を行う。

(1) 本財団内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、本財団内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、構成員に公的研究費の使用に関する誓約書の提出を求める。

(職名の公開)

第8条 第5条から第7条までの職名はこれを公表する。

(不正防止対策室の設置)

第9条 最高管理責任者は、公益財団法人山口市文化振興財団公的研究費不正防止対策室(以下「不正防止対策室」という。)を設置する。

(不正防止対策室の任務)

第10条 不正防止対策室は、公的研究費の不正防止に関し、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 不正防止計画の策定及び推進に関する事項

(2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関する事項

(3) その他不正防止のため必要な事項

2 不正防止対策室は、前項の任務遂行に当たっては、公的研究費の不正防止が総合的かつ有機的に実施されるよう、内部監査班及び監事と密接な連携を図るものとする。

(不正防止対策室長)

第11条 不正防止対策室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 室長は、不正防止対策室の業務を総括する。

(内部監査)

第12条 最高管理責任者は、不正の発生を最小限に抑えるため、本財団全体の視点からモニタリング及び監査を行うために内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は最高管理責任者の直轄組織とし、監査に関して最高管理責任者を代理する権限を持つ。

3 内部監査部門は次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) 事務局次長

(3) 中原中也記念館副館長

(4) 学芸普及課長

(5) YCAM InterLab 課長

(6) 最高管理責任者が指名する会計・法務の専門的な知識を有する研究者及び事務職員。

4 内部監査部門に責任者を置き、統括管理責任者がこれに当たる。

5 内部監査部門は、不正防止の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(2) 公的研究費の不正発生要因を分析し、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案する。

- (3) 毎年定期的に、ルールに照らして、アトランダムに抽出した会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを実施する。
- (4) 必要に応じ、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施する。
- (5) 内部監査部門は監事との連携を図り、監査を行うことができる。
- (6) 行動規範の策定等に関する事。
- (7) 監査手順のマニュアル作成に関する事。
- (8) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関する事。

6 内部監査部門の事務は、関係部課の協力を得て、総務課・総務担当において処理する。
(窓口の設置)

第12条 特定不正行為に関する申立（本財団の職員による申立のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は申立の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法等を機関内外に公表するものとする。
- 3 本財団における窓口は、財団事務局とする。
- 4 申立窓口の職員は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。
- 5 申立の受付から調査に至るまで、事務局次長をその責任者（以下「責任者」という）に充てる。

(申立の方法)

第13条 研究活動上の不正行為の疑いが存在すると思料する者は、前条に定める受付窓口に、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により申立てを行うことができる。

- 2 告発は原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。
- 3 匿名による申立があった場合、内容に応じ、顕名の申立があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 書面による申立など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、責任者は申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取扱う。以下同じ。）に、申立を受け付けたことを通知する。
- 5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、特定不正行為を行ったとする研究者の氏名、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立に準じて取扱うことができる。

(受付窓口の職員の義務)

第14条 申立ての受付に当たっては、受付窓口の職員は、申立者の秘密の遵守その他申立者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、申立を受け付ける際には、面談による場合は個室にて実施し、書面、電子メール、FAXなどによる場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

(秘密保護義務)

第15条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本財団の職員等でなくなった後も、同様とする。

2 申立者、被申立者、申立内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者及び被申立者の意に反して外部に漏えいしないよう、関係者はこれらの秘密保持を徹底しなければならない。

3 調査事案が漏えいした場合、研究機関は申立者及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(申立者及び被申立者の取扱い)

第 16 条 本財団は、悪意（被申立者を陥れるため、又は被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与える事や被申立者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立であることが判明しない限り、単に申立をしたことを理由に、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 調査の結果、悪意に基づく申立であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを当該研究・配分機関内外にあらかじめ周知する。

3 本財団は相当な理由なしに、単に申立がなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(予備調査)

第 17 条 申立があつた場合又は最高管理責任者が予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、最高管理責任者及び統括管理責任者が協議した上で、最高管理責任者が指名する者を委員として組織する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者からのヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究資料等を保全する措置をとることができる。

5 予備調査委員会は、申立された特定不正行為が行われた可能性、申立の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、申立された事案に係る研究活動の公表から申立までの期間が、研究データ、論文、実験ノート等、事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性の応じた合理的な保存期間、又は被申立者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど申立内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

6 申立がなされる前に取り下げられた論文等に対する申立に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、申立を受付けた日から起算して 30 日以内に本調査を行うか否かを決定しなくてはならない。

2 本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、申立者及び被申立者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被申立者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。当該事案の調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被申立者に申立者が特定されないよう周到に配慮する。

(調査委員会の設置)

第 19 条 本調査の実施が決定したときは、最高管理責任者は調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査・認定作業を行う。

2 委員会は次の委員を以って組織する。

- (1) 常務理事
- (2) 関連する所属等の長
- (3) 外部有識者
- (4) その他

3 前項第 3 号の数は、調査委員会の委員の半数以上でなければならない。

4 全ての調査委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会の委員長は前項第 3 項の中から最高管理責任者が指名する。委員長は、調査委員会を代表し、必要に応じて委員の中から副委員長を指名することができる。

6 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の業務を統括する。

(本調査)

第 20 条 調査委員会は、本調査の実施決定後 30 日以内に開始するものとする。

2 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知し、調査への協力を求める。

3 被申立者が本財団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

4 調査委員会は、当該事案に係る配分期間等及び関係省庁に本調査を行う旨、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議しなければならない。

5 前項の通知を受けた申立者又は被申立者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に、書面により最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

6 最高管理責任者は、前項の異議申立があった場合は、当該異議申し立ての内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知する。

7 調査委員会は、被申立者に弁明の機会を設けなくてはならない。

8 申立者、被申立者及びその他当該申立に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなくてはならない。

(本調査の対象)

第 21 条 調査委員会は、本調査の対象として、申立された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被申立者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 申立された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本財団ではないときは、調査委員会は申立された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係資料を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被申立者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 23 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び関係省庁に報告する。

3 調査委員会は、配分機関又は関係省庁から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査への協力依頼があった場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き応じる。

(認定等)

第24条 調査委員会は、本調査開始後150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

2 特定不正行為が行われなかったと認定される場合にあって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第1項、又は第2項に定める認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。

(特定不正行為への疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の調査において、被申立者が申立された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査結果の認定通知および報告)

第26条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに申立者および被申立者及び被申立者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被申立者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 前項に加えて、最高管理責任者は、申立を受けた日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をその事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。期限までに調査が終了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は申立者の所属機関にも通知する。

(不服申し立て)

第27条 特定不正行為を行ったと認定された被申立者又は悪意に基づく申立を行ったと認定された申立者は、当該認定に不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日から起算して14日以内に、不服申立をすることができる。ただし、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。

2 不服申立の審査は調査委員会がおこなう。

3 不服申立の趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会の委員の交代もしくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。

4 第1項の申立について、調査委員会は、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

5 再調査を行うまでもなく、当該不服申立を却下すべきものと決定した場合は、最高管理責任者は被申立者に当該決定を通知する。その際、その不服申立が当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受付けられないことができる。

- 6 第1項の不服申立について、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、被申立者に対し、先の調査結果を覆すにたる資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。
- 7 前項に定める協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被申立者に当該決定を通知する。
- 8 最高管理責任者は、被申立者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、申立者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。不服申立の却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(不服申し立てに係る再調査)

第28条 調査委員会は、再調査が開始された日から50日以内に不服申し立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被申立者、被申立者が所属する機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表する。
- 3 上記第1項、第2項の公表する調査結果の内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本財団が公表時までにおこなった措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(一時的措置)

第30条 被申立者が所属する研究機関は、必要に応じて被申立者等の調査対象となっている物に対し、調査対象制度の研究費の一時的な使用停止を命じることができる。

- 2 研究機関は、資金配分機関から、被申立者の該当する研究費の使用停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、並びに研究費の全部又は一部について使用上の責任を負うものとして認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第32条 最高管理責任者は、被申立者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除)

第33条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったものと認定された場合は、穂調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置について

は、不服申し立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立の審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 34 条 最高管理責任者は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、公益財団法人山口市文化振興財団の就業規則及びその他関係諸規定に従って処分を課すものとする。

(雑則)

第 35 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、第 5 条に定める最高管理責任者が定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。